

鳥取県高校生等奨学給付金

早期申請で



早期給付

県では、高校生活にかかる授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。対象は、非課税および生活保護受給世帯。このうち、1年生は早期の申請で、年額の1/4を1カ月早く受給できます。下記の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。

※早期給付の申請をただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。別途、7月に年額給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。早期給付を申請せず、年額給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、10～12月頃に年額分がまとめて支給されます。（※早期給付と年額給付は所得の算定年度が異なります。）

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

- ① 令和7年4月の新入生で、就学支援金（学び直し支援金を含む）の支給対象となる生徒  
※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く
- ② 令和6年度課税分の保護者全員の住民税が所得割非課税または生活保護受給世帯
- ③ 保護者が鳥取県内に在住  
※就学支援金の申請情報を対象世帯の確認に使用することがあります。

令和6年度に定額減税が実施されたため、例年対象外の世帯であっても②の対象になる場合があります。受給を希望される場合は申請してください。

6月  
申請

6～7月  
審査

7～8月  
給付

申請手続

県内の学校に在学の場合

- ☐ 申請書  
在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード
- ☐ 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校に在学の場合

- ☐ 申請書  
県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼
- ☐ 提出期限：令和7年6月17日（火）

提出書類

非課税世帯

- ① 申請書
- ② 保護者全員の令和6年度の住民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
- ③ 在学等証明書（県外高校のみ）

生活保護受給世帯

- ① 申請書
- ② 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- ③ 在学等証明書（県外高校のみ）

●●●●● 給付額例（一部早期） ○●●●●

| 世帯状況             | 国公立     | 私立      |
|------------------|---------|---------|
| 非課税世帯【全日制・定時制】   | 35,925円 | 38,000円 |
| 非課税世帯【通信制・専攻科】   | 12,625円 | 13,025円 |
| 生活保護受給世帯（専攻科を除く） | 8,075円  | 13,150円 |

【問合先】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室 0857-26-7541

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

Q&Aはこちら

